

タクシーご利用の皆様へ

毎度ご乗車ありがとうございます。このたび、タクシー運賃が改定され、公定幅運賃の中より選択し下記により、令和5年10月10日から実施することになりました。今後とも変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

改定運賃（群馬県A地区）

種別	車種	上限運賃及び料金
距離制運賃	特大車	初乗 1.357Km まで 690 円 加算 233m までを増すごとに 100 円
	大型車	初乗 1.357Km まで 650 円 加算 247m までを増すごとに 100 円
	普通車	初乗 1.357Km まで 600 円 加算 268m までを増すごとに 100 円
時間距離併用運賃	特大車	時速 10 Km 以下の走行時間につき 1分25秒までごとに 100 円
	大型車	時速 10 Km 以下の走行時間につき 1分30秒までごとに 100 円
	普通車	時速 10 Km 以下の走行時間につき 1分40秒までごとに 100 円
時間制運賃	特大車	30分までごとに 4,130 円
	大型車	30分までごとに 3,880 円
	普通車	30分までごとに 3,630 円
深夜・早朝割増	22時から5時まで	2 割増
迎車回送料金	<ul style="list-style-type: none">・迎車回送料金は迎車回送装置付メーター器により初乗運賃相当額を限度として收受致します。・迎車回送距離が初乗距離以内であるときは、ご依頼を受けて配車した地点からメーター器を作動させて、実車走行となっても初乗距離に至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、初乗距離を超えたときから100円が加算表示されます。・迎車回送距離が初乗距離を超えている場合は、お客様が乗車されて、メーター器を「賃走」又は「割増」あるいは「支払」に操作すると、その時点で100円が加算表示されます。 なお、車両が到着後、お客様の都合により待機させられる場合は、5分経過後に時間距離併用運賃を加算させていただきます。	
障害者割引	(身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。) 1 割引	
運転免許返納者割引 ※一部地域では適用しません	(運転経歴証明書にある写真を確認後に割引とする。) 1 割引	

事業者名：十王自動車株式会社

電話 (0270) 23-5244